

令和6年分

確定申告 市民税・県民税申告

問合せ 所得税の確定申告＝上尾税務署(☎048-770-1800)
市・県民税の申告＝税務課(内線2257)

今年も申告の時期となりました。申告が必要な方は早めに準備し、期間内に申告をお願いします。
また、e-Tax・スマホ申告や郵送での申告にご協力ください。

申告
期間

2月17日(月)～3月17日(月)

※市・県民税の会場での申告受付は2月21日(金)からです

申告が必要な方

■ 所得税の確定申告

自営業者・農家など

- 事業を営んでいる
- 農業による所得がある
- 不動産所得がある
- 土地や建物を売った

※所得合計額が所得控除合計額より低い方は申告不要

会社員などの給与所得者

- 給与収入が2,000万円を超える
- 給与所得以外の所得合計額が20万円を超える
- 2か所以上の会社から給与を支払われている

その他

- 年の途中で退職し、年末調整を行っていない
- 医療費控除や住宅借入金等特別控除(初年度の方)などを受ける

■ 市・県民税申告

所得税の確定申告の必要がない方で、令和7年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- 営業等・農業・不動産の所得がある
- 給与所得者で次の事項に該当する
 - 勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない
 - 主たる給与所得以外に20万円以下の各種所得がある
 - 年末調整時に申告した控除以外の各種控除を受ける
- 公的年金等の収入が400万円以下で次の事項に該当する
 - 公的年金等の収入以外の各種所得がある
 - 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除(医療費控除等)を受ける
- 公的年金以外の年金、保険の満期返戻金などの雑所得や一時所得がある
- 令和6年中に収入がない

※詳細は市HPをご覧ください



確定申告



市・県民税申告

■ 注意事項 ■

- 所得税の確定申告書を提出した方は、市・県民税申告書の提出は不要です
- 扶養されている方でも、各種証明書が必要な方や各種軽減措置・給付を受ける方は申告が必要です
- 前年の状況をもとに、市・県民税の申告が必要と思われる方へ申告書類を1月下旬に発送します
- 国民年金保険料の支払額は、市役所では証明できないため、日本年金機構(ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004・ナビダイヤル)にお問い合わせください
- 還付及び振替納税の口座の指定には、申告者本人名義の口座が必要です(所得税を振替納税される方は、4月23日(水)が振替日です。振替納税以外の方は、3月17日(月)が所得税の納期限です)

申告に必要なもの

- 個人番号確認書類
- 本人確認書類
- 源泉徴収票や支払者の証明書
- 控除証明書又は各種証明書
- 「確定申告のお知らせ」ハガキ ※届いた方のみ
- 医療費控除及びセルフメディケーション税制を受ける方は明細書・医療費通知
- 障害者控除の適用を受けられる方は、障害者手帳又は障害者控除対象者等認定書
- 市・県民税申告受付書 ※届いた方のみ

申告簡易フローチャート ※一般的な例を示しています。

令和 7 年 1 月 1 日に鴻巣市に住んでいた人が対象です。住んでいない人は 1 月 1 日に住んでいた市区町村に確認してください。

Start

令和 6 年 1 月～12 月の間の収入状況

- 収入がない人 → **A**
- 遺族・障害年金などの非課税所得だけの人
生活扶助を受給している人 → **A**
- 給与収入がある人 → **B**
- 公的年金収入がある人 → **C**
- それ以外(事業・不動産など)の収入がある人 → **D**

A

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などに加入している

はい → **2** いいえ → **2**

市内に住居登録のある親族が年末調整や確定申告、市民税・県民税申告であなたを扶養家族として申告している

はい → **1** いいえ → **2**

B

次のいずれかに該当する

- ・勤務先で年末調整をしていない(注 1)
- ・2 カ所以上で給与所得がある
- ・給与収入 2,000 万円を超える

はい → **3** いいえ → **2**

給与以外の所得がある

はい → **3** いいえ → **2**

給与以外の所得が 20 万円を超える

はい → **3** いいえ → **2**

所得控除を追加する(注 2)

はい → **1** いいえ → **1**

住宅ローン控除がある

はい → **3** いいえ → **2**

源泉徴収票に記載のある「源泉徴収額」が 0 円

はい → **2** いいえ → **3**

C

公的年金収入の合計額が 400 万円を超える

はい → **3** いいえ → **2**

公的年金以外の所得がある

はい → **3** いいえ → **2**

公的年金以外の所得が 20 万円を超える

はい → **3** いいえ → **2**

所得控除を追加する

はい → **2** いいえ → **1**

D

所得金額(収入－経費)が所得税の所得控除の合計より大きい

はい → **3** いいえ → **2**

1

申告の必要はありません(注 3)

2

市民税・県民税の申告が必要です

3

所得税の確定申告が必要です

(注 1) 現在の勤務先で退職した勤務先の方も含めて年末調整している場合は該当しません。(注 2) 医療費控除や生命保険料控除・納付書または口座振替で納付した国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などのことです。(注 3) 収入がなかった場合でも、課税(非課税)証明書を取得する人などは申告が必要になる場合があります。

申告会場

① 上尾税務署(確定申告)

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

2月17日(月)～3月17日(月)

受付 8時30分～16時

※土・日・祝日を除く。ただし、3月2日(日)は開設

※所得税の還付申告は1月6日(月)から行っています

入場には「入場整理券」が必要です。

国税庁公式LINEアカウントから事前発行
又は当日配付します



マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード(①署名用電子証明書用 英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用 数字4桁)が分かるようにしてお越しください。

マイナンバーカードで簡単スマホ申告！

確定申告には、e-Tax・スマホ申告が便利です。マイナンバーカードや対応する端末があれば、自宅にいながら申告書を提出できます。詳しくは国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」や「動画で見る確定申告」をご覧ください。



▲確定申告書等
作成コーナー



▲動画で見る
確定申告

作成コーナーの操作に困ったら…

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901 (平日9時～17時)

マイナポータル連携でもっと便利に！

マイナポータル連携をすると、医療費の明細やふるさと納税、国民年金保険料のデータが自動入力されるため、申告書の作成がとってもカンタンに！

マイナンバーカードがあれば誰でも利用できます。



▲マイナポータル
連携特設ページ

ふるさと納税金額の 記載を忘れずに！

ふるさと納税ワンストップ特例を申請していても、確定申告をするときは、ふるさと納税の金額を寄附金控除として申告する必要があります。ふるさと納税をした方が医療費控除などのための確定申告をする際は、忘れずに記載しましょう。

令和7年1月よりスマホ用電子証明書に対応します！

スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります。

また、利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)はスマホの生体認証機能等を利用できるようになります(機種によって異なります。)

※1 Android™でのみ利用可能です。

※2 Androidの名称はGoogle LLCの商標または登録商標です。



▲スマホ用電子
証明書はこちら

② 市内各会場(確定申告/市・県民税申告)

■ 市・県民税の申告は郵送申告をご利用ください

申告会場は例年大変混雑します。無収入の方の申告や年末調整済の源泉徴収票の写しを提出することで申告が完了する場合は、申告書に必要事項を記入のうえ、税務課(〒365-8601 中央1-1)へ郵送してください。申告書は税務課・両支所で配布及び市HPからダウンロードできます。

郵送申告をする場合は個人番号確認書類・本人確認書類の写しの添付が必要です。

申告受付日程及び会場

受付時間＝9時～12時、13時～15時 ※12時～13時は入場整理券の配付を行いません

とき	種類	ところ	対象地区(他の地区でも可)
2月13日(木)	還付 申告	クリアこうのす	地区割なし
2月14日(金)			
2月17日(月)	確定 申告	クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、加美、宮地、東、天神
2月18日(火)			富士見町、鴻巣、ひばり野、上・下生出塚、中央、生出塚、栄町、大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
2月19日(水)			箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、市ノ縄、八幡田、神明、稻荷町、赤見台
2月20日(木)			原馬室、滝馬室、逆川、小松、松原、氷川町、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
2月21日(金)	確定申告、 市・県民税の 申告	川里生涯学習センター	広田、北根、赤城、赤城台
2月25日(火)			屈巢、関新田、新井、境、上会下
2月26日(水)		吹上生涯学習センター	南、榎戸
2月27日(木)			筑波、吹上本町、大芦
2月28日(金)			吹上、吹上富士見
3月 3日(月)			榎戸1・2、荊原、北新宿、新宿
3月 4日(火)			鎌塚、袋、前砂
3月 5日(水)			下忍、明用、三町免、小谷
3月 6日(木)	市・県民税の 申告	田間宮生涯学習センター	大間、北中野、登戸、宮前、糠田、堤町、緑町、幸町
3月 7日(金)		箕田公民館	箕田、すみれ野、中井、三ツ木、愛の町、川面、寺谷、稻荷町、赤見台
3月12日(水)		あたご公民館	原馬室、滝馬室、小松、松原、氷川町
3月13日(木)		クリアこうのす	人形、本町、本宮町、雷電、富士見町、栄町
3月14日(金)			鴻巣、上・下生出塚、中央、ひばり野、生出塚、市ノ縄、八幡田、笠原、郷地、安養寺、常光、下谷、上谷、西中曽根
3月17日(月)			加美、宮地、東、天神、神明、逆川

注意事項 次の申告は上尾税務署での受付となります。市内会場及び税務課窓口では、申告書をすべて作成済みの場合のみお預かりして上尾税務署へ回送します。

①青色申告 ②収支内訳書の記載のない事業所得、不動産所得 ③土地等の分離・総合譲渡所得 ④株式及び先物取引等の分離課税所得 ⑤住宅ローン控除を初めて受ける場合 ⑥雑損控除 ⑦過年分の申告 ⑧亡くなられた方の準確定申告 ⑨更正の請求・修正申告 ⑩贈与税・消費税の申告 ⑪退職所得の申告 ⑫為替差損益、仮想通貨の申告 ⑬外国税額控除の申告 ⑭国外居住親族に係る各種控除を受ける方の申告

※申告受付期間中は、税務課及び支所窓口での受付は行いません
※各施設の駐車場は、台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関等をご利用ください
※各地区日程で都合のつかない方は、他の会場へお越しください
※**3月6日から3月17日は市・県民税の申告会場です。所得税の還付・確定申告は受付できません**

申告関連情報

税理士事務所で無料税務相談を行います

- 日時** 2月3日(月)から14日(金)まで 9時30分～12時、13時～16時
- 対象** (1)年金受給者
(2)給与所得者で医療費控除を受ける方
(3)年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方 など
- 受付方法** お近くの税理士事務所へご相談ください。
- 問合せ** 関東信越税理士会 上尾支部(☎048-776-8777) ※2月4日(火)及び土・日・祝日を除く

要介護認定を受けている方の控除について

所得税や市県民税の申告に必要な証明書等を交付します。なお、税申告手続きや控除額等に関しては、管轄の税務署または税務課へご確認ください。

■障害者控除

障害者手帳の交付を受けていなくても、介護保険の要介護認定を受けている場合、障がい者等に準ずる者として障害者控除の対象となる可能性があります。税の申告時に必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている方

問合せ 介護保険課高齢福祉担当(内線2672)、吹上支所福祉グループ(☎548-1213)
川里支所福祉グループ(☎569-1111)

■おむつ代の医療費控除

治療上おむつの使用が必要である方については、おむつ代が医療費控除の対象として認められる可能性があります。

対象 要介護認定者で、認定時の主治医から常時おむつが必要と診断された方

その他 場合により、要介護認定の有効期間の要件があります。

申告に使用する社会保険料控除用の納付額確認書を送付

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の普通徴収分(年金天引き以外の納付分)のうち、口座振替で納付した方を対象に、保険税(料)の納付額確認書を1月下旬までに郵送します。

納付書やキャッシュレス決済により納付した方、非課税年金(遺族年金・障害年金等)から天引きで納付した方で、納付額確認書が必要な方は、国保年金課、介護保険課又は両支所福祉グループに申請してください。

持ち物 ・来庁者の本人確認書類(マイナンバーカード等)
・委任状(本人又は同一世帯の親族以外の方が申請する場合)

※個人情報保護のため、電話による納付額の照会はできません

問合せ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
＝国保年金課(内線2653)
介護保険料＝介護保険課(内線2679)

公的年金等の源泉徴収票の送付及び控除証明書の電子送付サービス

【年金を受け取っている方】

令和6年中の年金額や、所得税額等をお知らせする「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が、日本年金機構より順次送付されます。申告をする場合は添付書類として必要となるので大切に保管してください。紛失された場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165、050で始まる電話の方は、03-6700-1165)や年金事務所で再交付の申請ができます。(※郵送されるまで2週間程度かかることがあります。)なお、遺族年金・障害年金は非課税のため届きません。

【年金保険料を納めている方】

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データをマイナポータルで受け取ることができます(マイナポータルとねんきんネットの利用登録が必要です)。e-Taxに取り込んで簡単に確定申告ができますので、ぜひご利用ください。詳しくは日本年金機構HPか年金事務所にお問い合わせください。

問合せ 大宮年金事務所(☎048-652-3399)